

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	愛媛県教育委員会
指定したモデル地域名	南予地域

概 要

モデル地域の構成（平成 25 年 5 月 1 日）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数（学校種別）
愛媛県教育委員会	高等学校 53 校、中等教育学校 3 校、特別支援学校 8 校
内子町教育委員会	幼稚園 5 園、小学校 10 校、中学校 4 校
大洲市教育委員会	幼稚園 9 園、小学校 19 校、中学校 9 校
八幡浜市教育委員会	幼稚園 3 園、小学校 15 校、中学校 7 校
西予市教育委員会	幼稚園 6 園、小学校 26 校、中学校 5 校
宇和島市教育委員会	幼稚園 8 園、小学校 31 校、中学校 7 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

モデル地域である愛媛県南予地域は、第 1 次産業が中心であり人口の流出も多い地域である。発達支援センター等の特別支援教育に関する教育的資源が少なく、専門的な知識、経験を有する人材による継続的な支援等が望まれている地域である。

南予地域の特別支援学校は、特別支援教育に関する地域の拠点校としての役割を担っており、地域の小・中学校等から寄せられる教育相談件数も多く、相談内容も多岐にわたっている。

県では、これまで特別支援学校小・中学部の児童生徒が居住地の小・中学校で実施する交流及び共同学習（以下「居住地校交流」という。）を進めてきたところであるが、この地域の実施率は県平均の 33% を大きく上回っており、本人・保護者からのニーズも高く、受け入れる側の小・中学校の理解も進んでいる。

南予地域の特別支援学校の児童生徒の居住地は広域にわたっているため、寄宿舍で生活する者も多く、居住地域とのつながりは希薄になりがちである。そのため、居住地校交流が、地域とのつながりを深める上での重要な取組となっている。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 合理的配慮協力員の委嘱

学識経験者など、特別支援教育に関する専門性の高い 4 名の合理的配慮協力員を選定し、合理的配慮の充実を図った。

(2) 交流及び共同学習運営協議会の開催

年間2回開催し、必要な合理的配慮についての検討、計画的・組織的な交流及び共同学習の在り方や実施方法等に関する協議を行うとともに、対象児童生徒の事例に基づき、実際に提供された合理的配慮の内容の紹介や、交流及び共同学習の成果及び課題についての検証を行った。

(3) 進捗状況の確認

交流及び共同学習の進捗状況を確認するため、対象校には進捗状況報告書の提出を求めた。定期的に対象校を訪問し、交流及び共同学習の授業の視察、事後の各学校における児童生徒の変容の確認、合理的配慮協力員との協議などを実施し、必要に応じて指導・助言を行った。また、南予地域全域を対象として、交流及び共同学習研修会を開催し、小・中学校の教員を中心に合理的配慮の観点に立った交流及び共同学習の在り方について理解を深めた。

【モデル地域内における取組】

(1) 教育課程上の位置付け

特別支援学校においては、年度当初に小・中学校の対象校及び保護者と十分な事前協議を行い、児童生徒個々の実態に応じた指導計画を作成するとともに、学習成果を適切に評価するようにした。

(2) 学校間における実施体制の工夫

交流及び共同学習を実施するに当たり、事前・事後に協議する機会を特別支援学校と当該小・中学校との間で設け、合理的配慮協力員も参加するようにした。事前協議では、本時の活動内容を書き込んだ学習指導案を用意し、対象児童生徒の特性や実態に基づき、合理的配慮の内容を決定していくための協議を行った。当日の授業に向けて、関係する教員が活動内容や提供する合理的配慮の内容について共通理解を図ることで、より充実した実践につながった。また、事後の協議では、ビデオカメラで撮影した当日の様子を合理的配慮協力員が分析し、提供された合理的配慮の評価を行うことで、次回の実践につなげた。

(3) 合理的配慮協力員の活動

対象児童生徒1～2名を担当し、対象校の特別支援学校及び小・中学校の教員に対し、交流及び共同学習の実施に係る指導・助言、合理的配慮の内容の検討、報告書作成に係る助言等を行った。また、交流及び共同学習運営協議会の構成員として年2回の会合に参加し、インクルーシブ教育システム構築に向けた合理的配慮の内容や効果的な交流及び共同学習の在り方について提言を行った。

3. 成果及び課題

(1) 成果

① 障害の理解啓発を図るための配慮

児童生徒が共に助け合い、学び合う共生社会の形成を目指すためには、対象児童生徒の障害特性や実態に対する周囲の理解を深めることが重要である。

例えば、聴覚障害のある児童の場合、特別支援学校の教員が対象学年全員に障

害理解の授業を実施した後、特別支援学校の児童自身が自分の体験や聴覚障害について伝えたり、いくつかの基本的な手話を紹介したりすることで、その後のスムーズな交流活動につながった。

対象児童生徒の障害特性や学習上・教育上の困難さを教員や周囲の児童生徒が理解したり、周囲からの支援を得やすい環境を作ったりするためにも、障害理解を促す授業が果たした役割は大きかった。

② 実践研究を行うための実施体制の整備

当日の授業に向けて、事前・事後の協議の場を設けた。これによって、関係する教員が活動内容や合理的配慮について共通理解をした上で授業に臨み、提供した合理的配慮の内容について双方の視点から検証することができた。

このような両校間での実施体制を整えることにより、学校によっては、特別支援学校の教員が中心となり、居住地校交流先の児童生徒及び対象児童生徒に対する授業を行うなど、先進的な取組も見られた。

両校の教員が対等な立場で児童生徒に接することにより、児童生徒の相互理解や仲間意識が育まれ、教員の特別支援教育についての意識も高まった。

③ 障害特性や教育的ニーズに応じた配慮

交流及び共同学習を推進していく上で、障害のある児童生徒が周囲から認められ、自らを高めることができる取組につなげていく必要がある。例えば、知的障害のある生徒の交流及び共同学習では、タブレット型端末をツールとして活用することで、授業への参加を容易にし、周囲の生徒からも評価され、自分自身も達成感を味わう活動に結びつけることが可能になる。

(2) 課題

交流及び共同学習を行うためには、学校間での話合いの場が必要であり、学習内容の選定に当たって交流及び共同学習の目的を明確にすることや、限られた時間で効率よく調整や協議を行うための工夫等が必要である。

また、今後の事業実施に当たり、関係教育事務所及び市町教育委員会担当者が運営協議会に参加し、特別支援学校を所管する県教育委員会と小・中学校を所管する市町教育委員会とが連携することで、交流及び共同学習をより効果的に推進する体制の在り方について検証し、支援体制を構築していきたい。